

「介護サービス情報の公表」 制度を活用しましょう！！



平成 18 年度からはじまった「介護サービス情報の公表」制度は、利用者が介護サービスを選ぶための情報をインターネット等で提供する仕組みです。現在は、50 種類のサービスが公表の対象となっています。

指定情報公表センターホームページ

<http://www.kaken-shakyo.jp/kohyo/>

1 公表制度施行から4年間のアクセス件数及び公表件数の推移（鹿児島県）

平成 18 年度は 9 種類のサービスが公表の対象となっていました。その後、平成 19 年度に 35 種類、そして、平成 21 年度には 50 種類となりました。公表されるサービスの種類の増加とともにアクセス件数及び公表件数ともに増加傾向となっています。

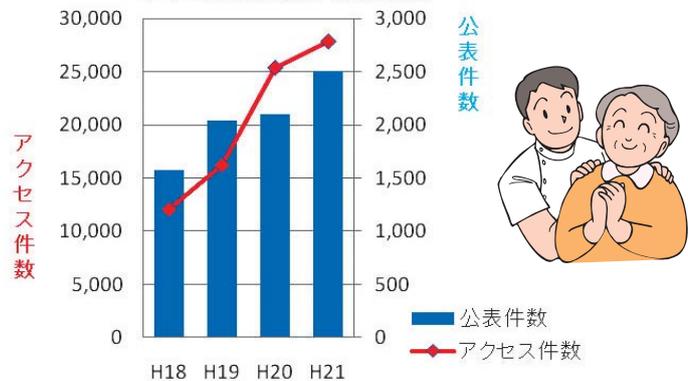
H 18 アクセス件数 12,051
公表件数 1,577



アクセス件数 約 2.3 倍
公表件数 約 1.5 倍

H 21 アクセス件数 27,818
公表件数 2,503

鹿児島県介護サービス情報公表システム
アクセス件数及び公表件数



※ 4 年間で公表件数は、約 1.5 倍、アクセス件数は、約 2.3 倍の増加となっています。

2 公表される情報（基本情報・調査情報）

● 公表される情報には、「基本情報」と「調査情報」があります。

基本情報	事業所名、運営法人、所在地、連絡先、職員体制、利用料金、定員などの基本的な情報で、事業所が報告したことがそのまま公表されます。
調査情報	介護サービスに関するマニュアルの有無、サービス提供内容の記録管理の有無、職員研修のガイドラインや実績の有無など事業所が報告した情報について、調査機関の調査員が訪問調査を行い、事実確認した情報が公表されます。

3 「介護サービス情報の公表」の特徴

- 公表されている情報は、インターネットなどで閲覧できます。いつでも誰でも自由に入手できるので、ご自身で介護サービス事業所を比較検討しながら適切に選択できます。
- 公表されている情報と実際のサービスが比較できるので、利用しているサービスの妥当性をいつでも確認できます。
- 介護支援専門員や介護相談員などと同じ情報を共有できるので、利用者やその家族にとってサービス利用における相談がしやすくなります。
- 公平性、公正性を確保するため、都道府県またはその指定機関が実施主体となっています。

お問い合わせ先

鹿児島県指定情報公表センター

（社会福祉法人 鹿児島県社会福祉協議会 長寿社会推進部）

TEL 099-257-5700

FAX 099-257-5707

E-mail kohyo1@kaken-shakyo.jp